（注１）　上記の基本料率は、３段階で保険数理上妥当な水準に達することを前提に算出した、１回目の改定における基本料率である。また、当該基本料率において生じる保険料収入の不足分は、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめ（平成27年６月24日）で指摘されている「複数段階に分けて地震保険料率を引き上げる場合の留意点」を踏まえ、３段階の引上げ後に実施する改定にて回収措置を講じる。

（注２）　前記３建物の構造区分がロ構造の契約のうち、平成18年９月26日届出の地震保険基準料率表の建物の構造区分においてイ構造に該当するものについては、イ構造の料率に1.3を乗じた料率（小数点第３位を切捨て、イ構造の料率の1.3倍を超えない料率）とする。ただし、この地震保険契約を付帯する保険契約が平成21年12月31日以前から継続している場合に限る。」

○財務省告示第三百三十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年十月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第二十九回	一億三千六百一万円	一億三千五百九十三万四千百六十六円
〃	第三十回	三千七百十四万円	三千七百十一万九千三百四円
〃	第三十一回	一億六千九百九十五万円	一億六千九百八十五万五千二百四十四円
〃	第三十二回	九千四百三十万円	九千四百二十四万七千四百二十六円
〃	第三十三回	六千八百三十三万円	六千八百三十万二千七百九十四円
〃	第三十四回	一億九百四十一万円	一億九百三十六万六千四百四十二円
〃	第三十五回	一億四千二百六十五万円	一億四千二百五十九万三千百九十六円
〃	第三十六回	一億六千四百十三万円	一億六千三百九十七万三千八十円
〃	第三十七回	二億八千三十五万円	二億八千三万七千三百二円
〃	第三十八回	四億四千二百二十一万円	四億四千百七十一万六千七百九十二円
〃	第三十九回	六億八千八百二十三万円	六億八千七百五十七万千九百五十六円
〃	第四十回	四億九千四百二十万円	四億九千三百七十六万六千八百八十八円
〃	第四十一回	五億七千五百十万円	五億七千四百六十四万千八百二円
〃	第四十二回	二億三千四百九十一万円	二億三千四百七十二万二千八百五十六円
〃	第四十三回	九億五千九百九十一万円	九億五千九百二十九万八千百七十円
〃	第四十四回	二億六千六百九十一万円	二億六千六百七十一万八千六百四十六円
〃	第四十五回	三億二千二百五十五万円	三億二千二百三十四万四千四百七十五円
〃	第四十六回	六億二千百五万円	六億二千七十万三千六百五十八円
〃	第四十七回	三億九千六百四十五万円	三億九千六百十九万七千三百四十四円
〃	第四十八回	二億六千八百七十六万円	二億六千八百五十八万九千二百七十九円
〃	第四十九回	五億七千六十九万円	五億七千三十七万千七百七十八円
〃	第五十回	六億二千四百六十七万円	六億二千四百三十七万千四百円
〃	第五十一回	十三億七千九百二十四万円	十三億七千八百五十八万二千八百七十四円
〃	第五十二回	五千万円	四千九百九十七万五千二百二十七円
〃	第五十六回	五百万円	四百九十九万八千七百二円
〃	第五十八回	二百万円	百九十九万九千五百二十一円
〃	第六十三回	四千七百八万円	四千七百七万九千四百二十円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第二十一回	二億百七十八万円	二億百十八万五千百三十円
〃	第二十二回	一億六千二百六万円	一億六千百三十八万八千五百四十円
〃	第二十三回	二億八千七百九十四万円	二億八千六百九十九万九千三百六十二円
〃	第二十四回	二億三千十七万円	二億二千九百五十八万三千百七十八円
〃	第二十五回	八億四千五百七十万円	八億四千三百四十七万六千三百三十円
〃	第二十六回	三億千六百六十六万円	三億千五百九十七万八千百八十二円